

道路除排雪業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が公募により実施する道路除排雪業務（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 岩手県除雪管理システム（以下「システム」という。）

委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）がインターネットを利用して、パソコン又は携帯電話で、稼動除雪機械名、稼動時間、除雪路線及び機械台数を報告し、除雪作業終了後の実績時間の入力を行うことにより、報告書及び請求書の出力を行う次表に掲げる動作環境を備えたシステムをいう。

項目	動作環境
インターネットブラウザ	Microsoft Edge
オペレーティングシステム	Windows 8.1 以上
その他（必要なソフト）	Adobe Acrobat Reader、Microsoft Excel2013 以上

(2) 貸与機械

受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。

(3) 借上機械

受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。

(4) 統括技術者

道路除排雪業務全般を統括する者をいう。

(5) 運転員

車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。

(6) 機械運転資格者基準

共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(7) 損料補正

委託契約において、除雪作業に必要となる借上機械で、建設機械損料算定表の標準時間と著しく相違する場合に、設計上の機械損料を補正することをいう。

(8) 待機費

第16条及び待機補償運用基準に基づき監督職員の指示により、あらかじめ待機した場合に支払われる費用をいう。

(9) 道路除雪工

車道除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工の道路上における除雪作業をいう。

(10) 車道除雪工

新雪除雪（初期除雪）、拡幅除雪、路面整正、圧雪処理の除雪作業をいう。

(11) 運搬除雪工

人家連担部等で路側への拡幅作業が困難となり、又はそのおそれがある場合において、堆積

した雪を他の地点に運搬排雪する作業をいう。

(12) 凍結防止工

路面上の雪の凍結及び車両のすべり防止並びに路面整正及び氷盤処理のため、砂又は凍結抑制剤を散布する作業をいう。

(13) 歩道除雪工

歩道上の雪を除く作業をいう。

(14) 安全処理工

雪庇処理及びつらら処理の作業をいう。

(15) 雪道巡回工

道路状況の把握が必要と判断される場合に行う巡回作業をいう。

(16) 冬期対策施設工

スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業をいう。

(17) 除雪訓練工

除雪オペレータが車道で実施する除雪の訓練作業をいう。

(業務の実施)

第3条 受注者は、別紙1「道路除排雪業務委託内容明細書」に記載されている業務について、誠実に実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、稼働時に「稼働状況入力」から稼働状況内容を入力するものとする。

3 受注者は、発注者が提供するシステムを使用し、原則として作業終了翌々日までに「稼働実績入力」「準備工等実績入力」から稼働実績を入力するものとする。

4 受注者は、システムの使用に際し、動作環境等の問題によりシステムを使用することが困難である場合は、発注者の指示に従い、入力方法を決定するものとする。

(第4条・第5条削除)

(作業)

第6条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において出勤基準により出勤し、除雪水準に適合するよう丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。

3 受注者は、異常時であって別紙2記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出勤させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。

4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8時00分～20時00分 (※ 17:00～20:00は昼間作業の所定時間外とする。)

夜間作業	20時00分～8時00分 (※ 5:00～8:00は夜間作業の所定時間外とする。)
------	--

(除排雪計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 安全管理に関すること。

(安全管理)

第8条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
- (2) 作業中の除雪機械への接近注意を促す工夫を行い、事故防止に努めるものとする。
- (3) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
- (4) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。

2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第9条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。なお、特記仕様書に定める様式第1号、様式第5号を提出することにより、建設機械貸付要領様式5、様式6の提出は省略するものとする。

2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第10条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

- (1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。
 - ア 運転員
 - イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第11条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、

建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。なお、第 17 条で定める除雪訓練工の対象者についても同様の取扱とする。

- 2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。
- 3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第12条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況と交通確保状況を監督職員に報告するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第13条 受注者は、除雪作業が完了したときは、除雪システムにより発注者に報告するとともに、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

- 2 道路除排雪業務完了報告書は、次に掲げる場合に依り、次に定めるものを提出するものとする。

- (1) 機械除雪（凍結抑制剤散布を含む。）の場合
道路除排雪業務完了報告書（様式第1号）
- (2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合
人力除雪業務完了報告書（様式第2号）
- (3) 巡回の場合
道路巡回業務完了報告書（様式第3号）

- 3 受注者は、第6条第1項の規定により発注者からの個別の指示があり除雪作業を行った場合において業務委託が完了したとき、道路除排雪業務完了報告書に発注者の指示状況を明記するものとする。

- 4 受注者は、道路除排雪業務完了報告書を提出する場合、施行前及び施行後の状況が分かる写真を添付すること。

- 5 発注者は、前項の規定により道路除排雪業務完了報告書を受け付けた場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実施調査を行い、業務委託の実施状況が業務内容に適合しないと認めるときは、これに適合させる措置を講じるよう受注者に指示するものとする。

- 6 受注者は、前項の規定による指示に従って措置を講じたときは、その結果を発注者に報告するものとする。

(委託料の請求)

第14条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書（様式第4号）に各道路除排雪業務実績調書を添付して、委託料の請求を行うものとする。

- 2 道路除排雪業務実績調書は、次により提出するものとする。

- (1) 機械除雪の場合
道路除排雪業務実績調書（様式第5号）
- (2) 人力除雪（人力による凍結抑制剤散布を含む。）の場合
人力除雪業務実績調書（様式第6号）

- (3) 砂散布の場合
砂散布業務実績調書（様式第7号）
- (4) 凍結抑制剤散布の場合
凍結抑制剤散布実績調書（様式第8号）
- (5) 巡回の場合
道路巡回業務月報（様式第9号）

（第15条・第16条・第17条削除）

（その他）

第18条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路除排雪委託業務内容明細書

種別 車道除雪

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道397号	石淵 ~ 大森	19.7	-	-	-
計		19.7			

道路除排雪委託業務数量明細書

種別 機械 除雪

除排雪機械名	規格	台数	運転員の人数	機械区分	変更契約数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8:00~17:00	17:00~20:00	20:00~5:00		5:00~8:00
除雪ドーザ	ホイール型 13t	1	1	貸与	時間	70				
除雪ドーザ	クローラ型 15t	1	1	借上げ	時間	70				
ロータリー除雪車	220kW級	1	1	貸与	時間	70				
バックホウ	0.45m3 山積	1	1	借上げ	時間	70				
雪道通常巡回	ライトバン 45km以下	-	-	借上げ	回	5			巡回頻度について、監督員と別途協議の上決定すること。	

- (注) 1. 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
 2. 機械除雪の数量は、昼間(8:00~17:00)、(17:00~20:00)及び夜間(20:00~5:00)、(5:00~8:00)に区分し、単位は時間とする。
 3. 借上げ機械の場合は自社またはリース機械とする。

業務委託関係出力調書一覧表

委託業務名	委託業務別出力調書	共通出力調書
車道除雪	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)	請求書(様式第4号)
	待機業務(世話役)完了実績調書(様式第1号-1)	
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)	
歩道除雪	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)	
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)	
凍結抑制剤散布	道路除排雪業務完了報告書(様式第1号)	
	道路除排雪業務実績調書(様式第5号)	
	砂散布業務実績調書(様式第7号)	
	凍結抑制剤散布実績調書(様式第8号-1第8号-2)	
人力除雪 人力散布	人力除雪業務完了報告書(様式第2号-1、様式第2号-2)	
	人力除雪業務実績調書(様式第6号)	
巡回	道路巡回業務完了報告書(様式第3号)	
	道路巡回業務月報(様式第9号)	
訓練	道路除雪訓練実施届(様式第10号)	

道路除排雪業務完了報告書

住 所
受注者
氏 名

													出動の指示	甲の指示者氏名			
作業年月日	路線名					区間					延長	除排雪機械名	天候	気温			
						～						km					
						～						km					
						～						km					
						～						km					
						～						km					
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
	20	21	21	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	所要時間内(8h～5h)	所要時間外(5h～8h)		
運転時間																	
オペ待ち機時間																	
世話役待ち機時間																	
休憩時間																	
監督名																	
オペレーター																	
降雪深	場所														サービス アワー タコ	メーターの読み	走行距離の読み
	降雪深	cm															
作業内容等			消耗品等 補給量	カッティングエッジ	組	A 始業時											
				スカリファイカー爪	本	B 終業時											
				タイヤ	本	C = B - A											
修理又は 整備内容等			燃料補給量	シャーペン	本												
						ガソリン	L	軽油	L								
						確認者	職	氏名									

※) 世話役の待機業務は、様式1-1・待機業務(世話役)完了実績調書により報告のこと。

人力除雪業務完了報告書

住所
受注者
氏名

天気	気温	積雪深	稼働時間(hr)				摘要				
			氏名	確認印	作業開始時間	作業終了時間		昼間作業		夜間作業	
								8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時
計					A	B	C	D			
					確認者	職	氏名				

注) 休憩時間は、摘要欄に記すること

殿

住所

受注者

氏名

道路巡回業務完了報告書

実施年月日						
巡回時間	開始時間	終了時間	稼動時間			
			昼間作業		夜間作業	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時		
巡回路線名						
巡回区間						
巡回距離	km					
巡回結果						
項目	結果	備考				
天候状況		快晴	晴れ	曇り	雨	
		雪	小雪	吹雪	みぞれ	その他
路面状況		0-路面乾燥	1-除雪済	2-路面凍結	3-シャーベット	
		4-路面湿潤	5-わだち	6-圧雪		
除雪の必要性						
凍結抑制剤の散布の必要性						
砂散布等の必要性						
道路構造物等の破損状況						
その他(交通事故等)						
巡回者氏名						
確認者 職 氏名						

様式第4号

令和 年 月 日

岩手県知事（公所長） へ

受注者 住所
氏名

請求書

次のとおり請求します。

請求金額	金 円 ()
委託業務の名称	
委託業務の実施場 所	
業務委託料	円

前回までの受領済額の内訳

前金払	金 円	第3回	金 円
第1回	金 円		
第2回	金 円	計	金 円

振込先金融機関名

銀行 店 預金 口座番号

本件責任・担当者職氏名・連絡先

本件責任者職名・氏名	
担当者職名・氏名	
電子メールアドレス	
TEL	
FAX	

※ 押印を省略する場合は、本件責任・担当者職氏名・連絡先を記載すること。

(注) 請求金額欄の()には、請求の別を前金払又は精算払と表示すること。

道路除排雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

機械名

月日	路線名	区間	除雪区分	除雪延長 km	交通確保延長 km	稼働時間 (hr)				摘要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

(注) 機械毎に別葉すること。

(契約単価) (契約単価)

$$\begin{aligned} & \text{計算式 (} \quad \times \quad \text{) } + \text{ (} \quad \times \quad \text{) } = \text{ 請求額} \\ & \text{ (} \quad A \quad \times \quad C \quad \text{) } + \text{ (} \quad B \quad \times \quad D \quad \text{) } = \text{ 請求額} \end{aligned} \qquad \text{円}$$

- ※1 稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合、端数が30分以上のときは30分とし、30分未満の場合は、切り捨てるものとする。
- ※2 請求額は、昼夜間ごとの請求額の小数点以下を切り捨て、合算し算出する。

人力除雪業務実績調書

住所
受注者
氏名

作業種別

月 日	路 線 名	区 間	除雪区分	除雪延長 km	除雪平均幅員 m	稼働時間(hr)				摘要
						昼間作業		夜間作業		
						8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計						A	B	C	D	

(契約単価) (契約単価)

$$\begin{aligned} & \text{計算式 (} \quad \times \quad \text{) } + \text{ (} \quad \times \quad \text{) } = \text{ 請求額} \\ & \text{ (} A \times C \text{) } + \text{ (} B \times D \text{) } = \text{ 請求額} \end{aligned} \quad \text{円}$$

- ※1 稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合、端数が30分以上のときは30分とし、30分未満の場合は、切り捨てるものとする。
- ※2 請求額は、昼夜間ごとの請求額の小数点以下を切り捨て、合算し算出する。

砂散布業務実績調書

住所
受注者
氏名

月 日	路 線 名	区 間	散布数量(m³又はt)				摘要
			昼間作業		夜間作業		
			8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
計			A	B	C	D	

(契約単価) (契約単価)

計算式 (×) + (×) = 請求額 円
 (A × C) + (B × D) = 請求額

※1 請求額は、使用した散布数量に単価を乗じて算出する。
 ※2 請求額は、昼夜間ごとの請求額の小数点以下を切り捨て、合算し算出する。

凍結抑制剤散布実績調書 (2-1)

住所
受注者
氏名

日	昼				夜				昼				夜				昼				夜			
	8時～17時		17時～20時		20時～5時		5時～8時		8時～17時		17時～20時		20時～5時		5時～8時		8時～17時		17時～20時		20時～5時		5時～8時	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								

※ 融雪剤使用量(袋またはℓ)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。

凍結抑制剤散布実績調書 (2-2)

住所
受注者
氏名

日	昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜		昼		夜	
	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時
	17																			
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
計 (袋)																				
(t)																				

$$\begin{matrix}
 t(\text{昼}) & \text{単価}(\text{昼}) & t(\text{夜}) & \text{単価}(\text{夜}) \\
 (&) \times (&) + (&) \times (&) = \text{請求額}
 \end{matrix}$$

- ※1 請求額は、単価に融雪剤使用量(袋またはt)をt単位に換算したものを乗じて算出する。
- ※2 融雪剤使用量(袋またはt)をt単位に換算したものに小数点以下が生じた場合は、小数点第4位以下を切り捨てる。
- ※3 請求額は、昼夜間ごとの請求額の小数点以下を切り捨て、合算し算出する。

道路巡回業務月報

住所
受注者
氏名

日	巡回距離 (km)	巡回時間		時間帯別(hr)				摘要
		開始時間	終了時間	8時～17時	17時～20時	20時～5時	5時～8時	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
合計								

	回数(昼)	回数(昼外)	回数(夜)	回数(夜外)
10km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
25km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
45km以下	(回)	(回)	(回)	(回)
60km以下	(回)	(回)	(回)	(回)